

J.-F. ムロンの「システム」論（４） On the “Systèmes” of J.-F. Melon（４）

津 田 内 匠
TSUDA Takumi

ムロンの『政治的試論』は、これまでみてきたように、初版と新版（第二版）との関係が複雑であるために、この稿の議論も、回を重ねて、少々入り組んできた。少し整理してみよう。ムロンは初版では、フランス経済のあり方にかんして、彼が最も重視する「立法者」の役割を三つの課題に分け、第一に小麦供給の確保、第二に人口増大の実現、第三に貨幣と信用の保持とした。しかし彼は立法者の第一の任務を小麦供給の確保としながらも、小麦の耕作やその他の農業については語らず、小麦を一国の「基本的富」として、その活用のしかた、つまり「商業の自由」をもっぱら論じて、「商業の自由」は国益に適う限りのものとしてののみありうと、国益の観点を強調した。といって彼は経済に対する政治の一方的介入を説くつもりはなかった。当時、ローの「システム」の崩壊のあと、大きな混乱はしだいに平静に向いつつあったが、いちだんと厳しさを増す英仏対抗のもとでは、ローの「システム」を一方的に擁護することも批判することも、現実的な選択ではなかった。ローの「システム」の混乱を克服して、いわば経済の「システム」と政治の「システム」の新たな両立の途が求められるべきであったが、ムロンは初版では、その両立の方途を適切に提示することができなかったのである。

人口の増大をめざすという立法者の第二の課題については、ムロンは人びとの日常の生活欲求を刺激し、これに応えるべき「奢侈」の産業を国内に興し、それによって雇用を創出して、農民や職人を中心とする勤労国民が自らの労働を介して「奢侈」の消費を享受するという、緩やかな経済の循環とその安定的な発展を「国民の奢侈」の経済構想として語ったが、その実践的な進め方は明示されなかったのである。

ムロンは立法者の第三の任務は貨幣と信用の保持にあるとしたが、ここでは歴代の国王たちの恣意的な増価と減価の政策の変遷が詳しく語られるばかりで、彼自身の貨幣・信用論を積極的に展開することはなかった。ムロンはカンティロンとは逆に、貨幣の「内在価値」を否定して、貨幣と信用はともに「協約」にもとづくとする立場であったから、通貨の法定価値を任意に切り上げる増価政策は国王の債務を一挙に減額し、民衆の納税を容易にするという理由で、ローも行った悪名高い増価政策をあえて肯定し、その延長線上で、一般的な貨幣不足や増価に伴う新旧通貨の混乱を解消するために、貨幣に代る「代理の価値」として信用の活用を示唆するにとどまった。この増価ないし信用による経済の活性化という期待が、彼の構想する「国民の奢侈」とどのようにかかわるのか、ムロンはこれについても言及していない。結局のところ、『政治的試論』の初版では、立法者の三つの政策課題は一体のものとして相互に、どのように連関するのか、その全体像が明らかではなかった。ムロンは、新版では、三点にわたる大幅な増補で、初版の「欠落」を埋めることを計ったのである。

これまでの、この一連のムロンの「システム」論の試みは、初回稿の冒頭でも述べたように、ムロンの「政治的試論」の増補新版は、ローの「システム」の崩壊という共通の現実を前にして、ほぼ同じ時期に執筆されたカンティロンの「商業試論」と読み重ねてみるべきではないか

という仮説的な意図によるものである。ムロンが実際にカンティロンの『商業試論』の手稿を目にする機会があったかどうかは不明だが、しかし少なくとも、ムロンが『政治的試論』の新版で増補した部分に、ムロンがカンティロンの『商業試論』を意識的に受容し、あるいは対抗したと思える主要な論点がいくつかみられるのである。

前回は、ムロンが初版で立法者の第二の任務とした人口増大にかんする諸章の最後の「奢侈」の章のあとに追補した「輸出入」と「商業の自由」の二章（増補1）についてみた。ムロンはここでは、著者名を伏せてチャイルドの『新交易論』（1693）を援用しつつ、「輸出入」の章で新たに外国貿易の問題を導入し、また「商業の自由」の章では、チャイルドの外国貿易をめぐる自由と保護の両面政策に依拠して、ムロンが初版で示した国益の観点から改めて「商業の自由」のあり方を具体的に再論している。ムロンがこれらの増補された二章で、労働の強制的配分論にみられるような、国内での立法者の絶大な指導力をいちだんと強調しながら、一方では相互利益を不可欠の前提とする外国貿易のあり方をめざすチャイルドをひそかに援用すること自体に、カンティロンに対する対抗の意識をみることができる。少なくともそこに両者の好対称をみることができる。カンティロンは国内での無数の「企業者」の自由な活動を経済の基本としながら、対外的には交易の利害の対立を不可避のものとして政府の指導と介入を求めるからである。それだけではない。ムロンは、このチャイルドの導入を機に、（増補1）では、初版の論点のいくつかを補強し、あるいは、修正した。カンティロンの『商業試論』には、これまでとは全く異なる新しい「企業者」が登場したが、ムロンはこれに対応するかのようになり、彼もまた新版『政治的試論』では、特権的御用商人を意味した初版での「国王の企業者」たちについて語ることをやめ、これに代って運河の開削や農地の開拓を担う公共の「企業」の役割が強調されるようになる。そして、（増補2）では、広く「あらゆる商業の企業」の活動が論じられるようになるのである。また一方では、国内では完全な指導力を有していたはずの「立法者」が、対外交渉にかんしては、練達の商人の豊富な経験と組織にもとづく的確な判断と助言を必要とするようになり、これはやがて（増補3）では、「立法者」は政治と経済の多重「システム」のネットワークのなかで活動すべきであるという提言へと展開されることになる。こうして（増補1）では、初版の「立法者」と「企業者」の概念に微妙な変化が現われ始めている。またそれとともに、「立法者」の新たな使命がみいだされている。すなわち、経済を国家財政への従属から解放放つべしという使命である。初版にはコルベールへの讃辞があった。フランスの経済をかつてなく強力に推し進めたコルベールは、ムロンの理想に近い「立法者」であったにちがいない。しかし新版では、ムロンはこの讃辞を抹消した。「立法者」の、この新たな使命に照らしてみれば、コルベールの華美な奢侈品産業の強権による振興策は国民経済を王室財政の犠牲にしたものという想いが強まったからであろう。そしてまた、この観点から、ローの「システム」を初期に支援し、しだいに王室財政の確保のために「システム」を運用することを求めた摂政オルレアン公と、その摂政に従ったローその人に対する批判が暗示されている。

（増補2） ムロンは以上の（増補1）のあと、（増補2）では、まず「貨幣にかんする種々の考察」の章を設けて、彼自身が初版では肯定した増価政策を明確に否定する。この新設された章の目的は一つ、増価は通貨の増大をもたらして経済を活性化し、勤労大衆や農民の税の支払いを容易にするとした前言を翻して、公信用（公債）の活用への転換を促すことにある。ム

ロンによれば、貨幣も信用も、ともに「協約」によって成り立つものであるが、両者の唯一のちがいは、貨幣は「一般的協約」によるものであるが、信用は「限定されて」いる。しかし信用は、それがしっかり確立されれば、貨幣に代わる「一般的」なものとなりうるものであり、この信用の確立こそは「古代には知られていなかったヨーロッパ統治の進歩」なのである。そしてムロンの、この確言は、彼が初版で日常的「奢侈」の増大を「文明社会の必然の結果」といい、また奢侈の産業による雇用の創出と増大を「人間の知恵の傑作」と呼んで、「国民の奢侈」の経済を明るく展望したことに対応するものである。ムロンは貨幣の価値はその素材の「内在価値」とは直接的には無関係であると考えた。したがって彼にとっては、増価も減価もありえたのであり、彼はただ、増価と減価のどちらが有利かという意味で、初版では増価は「債務者に有利」という選択を示したのだが、ここでは、彼は、増価はそれが「変質しない重量や品位を代表するものではない」という理由で「真の信用ではない」、増価は確かに「債務者の負担を軽くする力を持つてはいるが、増価は常に債権者の損失において信用の代わりをする」にすぎない、という。彼は「原則はなにか」と問い、「貨幣の改鑄によって鑄造税を稼ごうとする増価は有害であるが、税に打ちひしがれている農民の負担を軽減する貨幣の増大は必要である」と答える。この税の支払いを容易にするという理由の増価容認論は初版以来のものであるが、ムロンは新版では、これを公債に切り換えることを示唆するのである。彼によれば、イギリスとオランダは公債の発行によって、彼らの富も商業も少しも損なわなかった。彼らは民衆の納税の手段を増やすために、彼らの流通する信用を増やしたのであり、それがいくらか貨幣量を増やし農産物の価格を高めたのである。ポルトガルやポーランドは国家債務を持たないが、だからといって、彼らの国力が大きいというわけではない。フランスは信用制度を認めないがために増価政策に走った。本来は緊急の手段にすぎなかったものが、いまや年々の通常の手段となっているのである。問題は明らかである。農民が彼らの農産物を売っても、なお税を支払うに足るものを得られないとすれば、立法者はなにをすべきか、立法者のなすべきことは明らかである。すなわち、信用を正常に保持し、たんに納税の便宜のためだけでなく、経済全体の循環を活発に進めるべきである。ムロンは、このために「投機」（厳密に訳せば打歩）と題する比較的短い章と「貿易バランス」と題する長編の章とを増補して、「立法者」の新しい課題を論ずるのである。

「投機」の章で、ムロンはまず、打歩とは貨幣と銀行券の価値の差額を意味する銀行用語であり、打歩はそもそも銀行券に対する不信用に始まるものであるから、この語から公債取引に従事する者に対して投機業者といういまわしい語が生じたと説明した上で、だからといって、打歩そのものが犯罪的なのではなく、むしろ一種の公認された打歩は貨幣と紙券の交換を容易にすることで常に有益なのであるが、ローの「システム」の時代に投機業者たちの「犯罪的操作が紙券の無謀さをいたずらに助長したこと」は事実であり、「[[ローの]銀行時代の投機的売買はその原因においても結果においても、あまりに異常で、我々の手本とすべきものはない」という。だから、いまこそ「内閣の識見と英知が危険な投機の源泉となる公的不信用の災いをいっさい恐れる必要なしとする」ほかはないのだが、それはどういうことであろうか。ムロンはいう。ある取引に独占が生じたからといって、それがその取引をやめさせる理由にはなるまい。その取引のあり方を改めれば足りるのである。ということは、投機業者が特権的でも独占的でもなくなることを、これをムロン流に言えば、「そのとき、投機業者は他の商人たち、あるいは少なくとも古着・古道具の商人たちと同列におかれ」れば、それでよいのである。ム

ロンは、ローが高利貸し業者たちの金融の独占を破り、彼の「システム」によって、いわば大衆投機の時代を作りだしたことを認めている。この点は、徹頭徹尾、ローの「システム」を否認するカンティロンとは異なる。しかし同時に彼は、投機がローの「システム」という独占的で権力的な信用の操作と無定見な大衆の参加のなかで、ついに異常さの「頂点に達した」ことも認めざるをえない。もともと、紙券と貨幣の交換という「この相互的な取引は農産物の取引と同様、無害のもの」であるはずなのに、である。この問題はつぎの「貿易バランス」の章に引き継がれた。そこでは、立法者は経済全体の活発な循環をはかるために、常に細心の注意を払うべしとムロンが考える、貿易バランスほかのさまざまな「バランス」論のなかで、この問題は論じられるのである。

「貿易バランス」の章で、ムロンはまずチャイルドに従って、貿易バランスの目的は交換の担保としての金銀を増やすことであり、そのために、立法者は為替によって貿易バランスを知るべきだという。しかし、二国間ならともかく、多国間の貿易バランスを為替によって知るとは困難であり、したがって立法者は貿易バランスを知る手段よりは、むしろ貿易バランスを改善する手段を知るべきであると述べて、チャイルドの有名な交易の四原則、すなわち、1) 交易の手を増やすこと、2) 交易の資金を増やすこと、3) 交易をしやすく、自由にすること、4) 交易を相互に利益のある、相互に不可欠のものとするということという四原則を示し、その具体的な施策として、貧民の救済と雇用開発、国外移住の防止、外国住民の自由なうけ入れ、債務譲渡法や休日削減法の整備、商事裁判所の設立、通商条約の締結等を掲げ、このうち債務譲渡と商事裁判所はイギリスにはないがフランスではすでに実現していること、低利こそがこれらすべての施策の根本にあり、それがまたチャイルドの著作の最大の目的であることを指摘している。こうしてムロンは基本的にはチャイルドに依拠して、のちのグルネの先蹤となるのだが、しかしムロンがチャイルドに従うのはここまでである。ムロンは低金利が貿易バランス上、いかに有利であるかということを経済学に従って強調するが、チャイルドに反して、またのちのグルネともちがって、ムロンは法による金利の引き下げを主張しない。ムロンの「立法者」像からすれば、いかにも強力な利子引き下げ政策がありうるとみえるのだが、ムロンはフランスにはなぜ低金利がないかと問うて、高金利は単に貨幣の量的不足から生じるのではなく、公信用の欠如によって生じるのであるから、信用を活発にすれば、公債はその真の価値を発揮して貨幣の独占を打破しうるのであろうし、貨幣の独占を破れば、低金利は自ずから実現する、そして高利によって活動を停止される「あらゆる交易の企業」活動が活発になるというのである。

すでに述べたように、ムロンは「貿易バランス」それ自体を追求するのではない。彼が「最重要のバランス」とみるのは「首都と諸地方の間に常にあり続けるべき国内バランス」である。ムロンによれば、パリはあらゆる富を吸収する中心である。そこでは王室の支出のほかに、領主や年金生活者たちが彼らの地代収入や年金や政府からの給与を消費し、住民たちは4000万のパリ市庁の年金や600～700万の株式の配当やその他、司法・徴税関係者の報酬をうけとっている。しかしこれら年々の支出を提供するのは地方なのである。また税は貨幣で評価され支払われ、しかしそれらはまた常に農産物の購入にあてられて、地方に還元されるのである。ムロンはこのことは「周知のことなのに、正当に注目されていない」のだと、この点を詳細に述べている。しかし国内バランスを重視する議論はすでにカンティロンの手稿に、まさに詳細に記されていた。ムロンがカンティロンの議論を意識したにせよ、しないにせよ、全く同じ論点である。カンティロンの議論の中心は首都と地方の貨幣の流通は自ずから不均等であるから、むしろ

ろ遠隔地に製造業を起して、貨幣流通の不均等を緩和すべきだということにあった。カンティロンはおそらく、コルベール時代の各種製造業の地方配置をさらに積極的に展開しようという発想であっただろう。ムロンも貨幣循環をより活発にするという意図において同じであるが、ムロンはさらに意識的に、彼の「国民の奢侈」の経済の構想を、彼が最重視する「国内バランス」の中心におこうとするのである。この点を少し詳しく述べよう。すなわち、地方が貨幣をひき出すのは主として首都の消費からである。この貨幣は地方が年々ターヌ税、塩税、十分の一税等で支払う分のとり返されたものである。課税が増えれば増えるほど、そして「諸々の企業」の利潤のために、消費が必要となればなるほど、「そして首都で富裕になる手段が多くあるときは、いつでも奢侈がいかに好ましいものであるか」がわかるであろう。ちなみに、ここでムロンが例示する「奢侈」品とは、リヨンの金糸入り織布、ブルゴーニュとシャンパーニュのワイン、ノルマンディの鳥肉、ペリゴールのヤマウズラとトリュフ等である。「無知な庶民はこれらを愚かな支出と怒るが、政治家はこれらを最小限の要求の望ましい結果とみなす」だろうとムロンは述べている。

ムロンの「国内バランス」論の特徴は、ここからいくつもの、「立法者」が注視すべき「バランス」論が重層することである。すなわち、首都の膨張は一見、地代や年金や徴税吏の利得の額しだいのようにみえるのだが、これらは永続する国家の富とみなされるべきではない。立法者は各地方の農産物の豊富さにもとづいて課税額を決めるべきであり、この課税総額と農産物の売上げ総額の「バランス」を欠けば、首都の富は存続しえない、という。またムロンはフランスの職業別人口構成比を、住民20人中、農民16、職人2、教会、司法、軍人1、商人、金融業者、ブルジョワ1として、「立法者」はこの「人間のバランス」を考慮すべきであり、「農民は数において多数であり、その労働として重要であるがゆえに、いっそうの注意に値する」と述べ、「農民が公正な税に比例した農産物の売上げによって、その辛い労働の成果を穏やかに享受できるように立法者はすべきで」であり、また「労働者の富は労働が保証されていることにある」のであるから、これらの点を慎重に配慮することこそが、まさに「立法者」の責務であるという。この公正さを欠けば、「人間と商業（経済）の根本的バランスの均衡が崩れる」のであり、ましてや、「人びとが貧困状態にあればあるほど、人びとは服従するという恐るべきマクシムは我々には無縁である」。これは、おそらく、ペティへのひそかな批判であろう。ムロンは（増補3）の「政治算術」の章では、彼がここに提示した「立法者」の新しい責務としての多重「バランス」論に照らして、ペティの「政治算術」の批判的再構成が試みられ、その上でさらに、最終章「システム」では、この多重「バランス」論と新「政治算術」論をうけて、多重「システム」論が提言されるのである。

（富山国際大学教授）